



岩手労働局発表
平成29年1月26日

【照会先】
岩手労働局労働基準部健康安全課
課長 小田 昭信
課長補佐 若月 敏幸
(電話) 019 - 604 - 3007

小売業の労働災害防止について複数の店舗を展開する 小売業の当社に対して岩手労働局長から要請書を交付します

岩手労働局（局長 くごたに としゆき 久古谷 敏行）は、小売業での労働災害が増加していることから、複数の店舗を展開する小売業の企業等において、本社・本部による自主的な労働災害防止活動を促進させるため、県内の小売業を代表する企業に対し要請書を交付します。

岩手労働局では、平成25年度から平成29年度までを計画期間とする第12次労働災害防止計画で、休業4日以上労働災害の発生件数を、平成24年と比較して15%以上減少させることを目標として、各種労働災害防止対策に取り組んでいますが、平成28年の小売業における労働災害は、12月末の速報値で、平成24年の同期の121件と比べ2.5%増の124件となり、この内半数以上である69件が複数の店舗を展開する企業等において発生しています。

小売業では、店舗ごとの安全衛生担当者の選任が義務付けられていないため、店舗の安全管理体制が十分といえず、複数の店舗を展開する企業等においては、本社・本部主導による安全衛生管理活動を行うことが有効であると考えられます。

このようなことから、岩手労働局では、県内に本社・本部があり、多地区にわたり多くの店舗を展開している県内を代表する小売業の企業に対し、積極的な労働災害防止活動の実施について労働局長から要請することとしました。

要請書の交付

株式会社ベルジョイス

日時 平成29年1月31日 13時30分から
場所 株式会社ベルジョイス 本社
(岩手県盛岡市東安庭2丁目1-30)